

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

教職員定数改善について、政府は10年ぶりに保護者や全国自治体、議会、教育関係6団体からの要請を受け、定数法を改善し、小学校での35人学級を5か年計画で取り組み始めました。しかし、中学校は40人以下学級のままです。

新型コロナウイルス感染症が感染症分類で5類へと移行し日常生活・社会生活が元に戻ろうとしています。新型コロナウイルスが消えたわけではありません。学校現場ではこれからも様々な感染症対策を講じ、学びの保障や心のケアなど教職員が不断の努力を続けなければなりません。

また、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しています。

さらに、ICT教育推進にともないタブレットが導入され、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

こうした観点から、2025年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要請いたします。

記

- 1 35人以下学級計画を中学校まで伸ばすなど、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月24日

福岡県小郡市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣